

指名業者・入札結果及び予定価格の公表事務取扱要領

(公表の範囲)

第1条 公表の範囲は、扶桑町業者指名審査会（以下「審査会」という。）に付議した物件とする。

ただし、予定価格の公表の範囲は、建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務とする。

(指名業者の公表)

第2条 指名業者の公表は、総務部総務課において閲覧に供する。

ただし、審査会において公表しないこととした物件を除く。

(入札結果の公表)

第3条 入札結果の公表は、入札執行調書の写しにより、総務部総務課において閲覧に供する。

(予定価格の公表)

第4条 予定価格の公表は、契約締結後入札執行調書の写しに予定価格を記載し、総務部総務課において閲覧に供する。

(指名業者の公表日)

第5条 指名業者の公表日は、入札日の翌日以降とする。

(入札結果の公表日)

第6条 入札結果の公表日は、入札日の翌日以降とする。

(予定価格の公表日)

第7条 予定価格の公表日は、契約締結日の翌日以降とする。

附則

この要領は、平成10年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年6月15日から施行する。

附則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。